

# 全国に於いてスカイスports・レジャー業務(商売)

にアマチュア無線を利用している

《三位一体共同作戦(スクール・団体・会員)で自浄能力が働かない》

## アマチュア無線機を持っている方へ

- アマチュア無線機を使用するには、無線従事者の免許と無線局の免許が必要です。  
免許の無い方が受信のみを目的としてアマチュア無線機を使用する場合は、無線機から容易に電波が発射できないように処置してください。同様に、免許の無い方がアマチュア無線機が設置された車両を運転する場合は、アマチュア無線機とアンテナを取りはずすなどして、電波を発射できないように処置してください。  
電波が容易に発射できる状態にある場合、不法無線局を開設したものとみなされる場合がありますので十分注意してください。



訓練生に多い、イントラは 不法電波は犯罪です  
「不法無線局相手」に「商売」をしている

総務省 関東総合通信局

## 【アマチュア無線の運用について】

・ ・ 社団法人 JHF-HP / 2005 / 8 / 31 付

最近、**無免許**でアマチュア無線を使いながらフライトすることについて、**当局からの注意勧告がありました。**愛好者の皆さんはまず**アマチュア無線の免許**を取得し、法令範囲内で適切な運用を行ってください。

また、**JHFの公認/後援大会では、必ずスカイレジャー無線を使用してください。**スカイレジャー無線機の貸し出し依頼書は、下記から簡単にダウンロードできます。

「**集団の不法電波 = 犯罪**」  
でありながら甘い注意

**パイロットの個人使用であっても「フライトに関する連絡(スカイレジャー業務)」に利用できない**

< **公認/後援大会は、スカイレジャー専用無線とし、無線誘導、安全管理、エリア管理、草大会、フライト研修等**

**スカイスports・レジャー業務の無線は・?**

**NPO 法人 JPA 公認スクールは、電波法違反を行い営業していることになる**

1. **アマチュア無線**:パイロット相手のエリア管理(安全管理)

**アマチュア業務の範囲外 = アマチュア無線でない**

JPAにおける「アマチュア無線」に対する取組み(JPA-HPより転載:2004年)

スクールにおける通信連絡手段は、**業務無線**となっています。一方会員がパイロットの資格を取り、**フライトする時には、安全管理の面でアマチュア無線の使用は不可欠です。**今まで、フライト時におけるアマチュア無線の使用についての基準が若干不明確な点がありました。しかし、**昨年度それが明確になり、**JPAとしても積極的に会員は、**アマチュア無線資格をとって運用**をすることを推奨することになり、**養成課程講習会の参加推進に結びつきました。**

**電波法違反を教唆した**

「**アマチュア業務の範囲内**」であれば利用可能と「**理解困難な回答**」を都合の良い方に解釈した?

## JPA 競技事業部・大会参加のパイロットの皆様へ: 2005 / 8

この度は、JPAの大会へのご参加誠にありがとうございます。

このたび、総務省・関東総合通信局・電波管理部との話し合いにより、**大会におけるアマチュア無線の使用は業務目的**との解釈・指摘を受け、**アマチュア無線の大会**での使用は**不可能**となりました。

当面すぐの大会で**業務無線**をパイロットの分全て取り揃えることは無理があります。

関東総通局は、1998年、大会&スクーリングは「**スカイレジャー専用無線**」の利用が**適当**と指導した。  
なぜ、**簡易無線機**を利用するのでしょうか。